

# レンタカー貸渡約款

- 借受人又は運転者は、前項の点検整備が実施されている並びに当社所定の点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。
- 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が見出された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。
- チャイルドシート及び他の装備品は、借受人又は運転者がその責任において適切に装着し、当社はそれらの装着について一切責任を負わないものとする。

- 第14条(貸渡証の交付・携帯等)**当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、前項に)の交付を受けた貸渡証を携帯しなくてはならないものとする。
- 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

## 第4章 使用

- 第15条(借受期間)**借受人又は運転者は、レンタカーの使用に、善良な管理者としての注意義務を持つレンタカーを使用し、保管するものとする。
- 第16条(日常点検整備)**借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。
- 第17条(禁止行為)**借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。
  - (1)当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受けなく、レンタカーを自動車運転事業又はこれに類する目的に使用すること。
  - (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者を得た者以外の者に運転させること。
  - (3)レンタカーを貸渡し、又は他に担保の用に供する等当該レンタカーの権利を侵害することによる一切の行為をすること。
  - (4)当社の承諾を受けなく、レンタカーを各都道府県(若しくは縦横法に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
  - (5)法令又は公序良俗に違反しレンタカーを使用すること。
  - (6)法令に違反する行為をすること。
  - (7)当社の承諾を受けなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
  - (8)当社の承諾を受けなく、レンタカーに装着されているカーナビ、オーディオ及びその他の装備品を取外す事並びに、車外へ持ち出すこと。又車載工具、車載品等を当該レンタカー以外へ用いること。
  - (9)当社の承諾を受けなく、ペントを同乗者とともに及び、車内からバックゲージから出すこと。
  - (10)レンタカーを第三者に譲渡すること。
  - (11)その他第8条第7項の借受条件に違反する行為をすること。
- 第18条(違法駐車等の場合の措置等)**借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに關し道路交通に亘る違法駐車をしたときは、道法違反をた地を管轄する警察官に申し出て、直ちに当該駐車車を反則金等を納付し、及び道路運送車両法に併用レンタカー移動、保管、引取りなどの措置を負担するものとする。
- 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとし、レンタカーの使用を期間満了時又は当社の指示する時まで、当該レンタカーをた地を管轄する警察官に申し出て処理するものとする。このとき、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察に引取りを通知された場合には、当該の判断により、自レンタカーを警察から引取り撤去する場合がある。
- 当社は、前項の指示に従った後、当該の判断により、借受人又は運転者は、違反状況の状況を交通反則告知書及び納付金・取収書等により確認するものとし、処理が確認できない場合、借受人又は運転者は、当社所定の駐車違反の連絡を直ちに当社に支払うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察官等と連携し、違反者として法律上の措置に従うことと自認するもの当社所定の文書(以下「自認書」といいます。))に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証の個人情報を個人情報と資料提供する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に関する責任追及のための必要と認めた場合、公安委員会及び公安委員会に対して道路運送車両法第50条の4第1項に定める自明書及び自認書(以下「自認書」といいます。))を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
- 当会社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合は借受人若しくは運転者の探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、借受人又は運転者は、当社に対して、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といいます。))について賠償する責任を負うものとし、借受人又は運転者は、当社の指示する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
  - (1)放置違反金相当額
  - (2)自認書に要した費用
  - (3)探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
  - (4)借受人又は運転者が、第3項に基づき駐車違反返約金を当社に支払った後、借受人又は運転者が反則金を納付し、当社にその領収書の押入れ納付書・取収書等を提示した場合は、又は当社が放置違反金の選別を受けたときは、当社には受け取った駐車違反返約金(返金に要した費用を除く)と借受人又は運転者が返還した。
- 当会社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人又は運転者が当該指示する期日までに同項に規定する金額(賠償責任額)の全額を支払わない場合は、当社は借受人又は運転者の氏名、生年月日、住所、運転免許番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全国レンタカー協会」といいます。))に登録するものとする。
- 第1項の規定における借受人又は運転者が当該指示する期日までに同項に規定する金額を支払ったにもかかわらず、当該借受人が、第2項に基づく違反処理への対応に当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき期日に応じないときは、当社は第5項に定める放置違反返約金(以下「返約金」といいます。))を申し立てることができるものとする。
- 第7項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の全額を受領したときは、当社は第7項に規定する全包括システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全包括システムに登録した規定を削除するものとする。
- 借受人又は運転者が、第5項に基づき当該請求した全額を支払った場合において、借受人又は運転者が、後掲の当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公費を提せられたことにより、賠償を受ける権利を行使し、当社が放置違反金の交付を受けたときは、当社は既に支払った受け取り駐車違反関係費用から、放置違反金相当額のみを差し引いて返還(返金)金額を決定するものとする。第8項に基づき当該が駐車違反を申し受けした場合においても、同様とする。
- 第7項の規定により、全包括システムに登録された場合において、反則金が納付されたことにより当該放置違反金納付命令が取り消され、又は第7項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全包括システムに登録したデータを削除するものとする。
- 電気自動車又は充電器の不適合取扱いにより、電気自動車又は充電器が破損し、汚損すること。

## 第5章 返還

- 第19条(返還責任)**借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。
- 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。
- 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間中にレンタカーを返還することができない場合には、当社にに対する損害について責任を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当該の指示に従うものとする。
- 第20条(返還場所の確認等)**借受人又は運転者は、当社に交付したレンタカー及び付属品を返還するものとする。この場合、通常的使用によって生じた、当社に帰せられるべき損傷等の発生を免除するものとする。
- 借受人又は運転者は、レンタカーの返還において、レンタカー内へ借受人本人は必要な整備等又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後において、遺留品について保管の責を負わないものとする。
- 借受人又は運転者が、第20条第1項に規定する事項を完了しなかった場合は、同項に規定する返還場所(以下「返還場所」といいます。))に届くまで、前項の戻り、レンタカー返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充(満タン)の場合には、使用中の走行距離に応じて当社所定の距離計算表に従い、算出した燃料代を当社に支払うものとする。
- 第21条(借受期間延長時の貸渡料金)**借受人又は運転者は、借受期間1日以上借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更後の貸渡料金と過剰料金を合計した料金から、12か月以内の一方の料金を支払うものとする。
- 第22条(返還場所の変更)**借受人又は運転者は、第12条第1項による所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとする。
- 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けたことと費用の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、借受人、次に次に定める返還場所変更過剰料金を支払うものとする。返還場所変更過剰料金は返還場所の変更によって必要となる返還のため費用×300%
- 第23条(不返還となった場合の措置)**借受人又は運転者が借受期間満了時までに当社から所定、返還場所所にレンタカー及び付属品を返還せずかつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となった理由により不返還であると認められたときは、刑事手続を行為の法的措置とはほか、一般社団法人全国レンタカー協会において、不返還報告をすることともに全包括システムに登録する等の措置をとるものとする。
- 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカー及び付属品を所在を確定するものとする。
- 借受人又は運転者は、第23条第1項に規定する事項を完了しなかった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカー及び付属品の回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第24条(故障発見時の措置)**借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
- 直ちに報告状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 故障、その他の被害に発生し、当社が当該発生している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類等を速速に提出すること。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- 第26条(盗難発生時の措置)**借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
  - (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
  - (2)直ちに報告状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (3)盗難、その他の被害に発生し、当社が当該発生している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類等を速速に提出すること。
- 第27条(故障/盗難による貸渡契約の終了)**使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。))によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の事由、レンタカーの引取り及び修理等に関する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。なお、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結しないものとし、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供を受けることは、第5条第2項を準用するものとする。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供したときは、借受人、運転者及び当該のいずれの責に帰すべき事由に生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

ともに、当社の指示に従うものとする。

- 第25条(事故発生時の措置)**借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。
  - (1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2)直ちに報告状況等に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が指定した場合を除き、当社は当社の指定する工場で行うこと。
  - (3)事故に類し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要書類等を速速に提出すること。
  - (4)借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
- 第26条(盗難発生時の措置)**借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。
  - (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
  - (2)直ちに報告状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (3)盗難、その他の被害に発生し、当社が当該発生している保険会社の調査に協力するとともに、要求する書類等を速速に提出すること。
- 第27条(故障/盗難による貸渡契約の終了)**使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。))によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。
- 借受人又は運転者は、前項の事由、レンタカーの引取り及び修理等に関する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。なお、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。
- 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結しないものとし、借受人は当社が代替レンタカーの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタカーの提供を受けることは、第5条第2項を準用するものとする。
- 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供したときは、借受人、運転者及び当該のいずれの責に帰すべき事由に生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 借受人又は運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

## 第7章 賠償及び補償

- 第28条(賠償及び業責補償)**借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借受したレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。但し、当社の責に帰するべき事由による場合を除きます。
  - (1)前項の当社の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰するべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社が当該のレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めることにより、借受人又は運転者はこれを支払うものとする。
  - 第29条(保険及び賠償)**借受人又は運転者は第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結し損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内での保険金又は補償責任を負われる。
    - (1)人身補償 1名限度額 無制限(自動車傷害賠償責任保険を含む)
    - (2)人身傷害補償 1名限度額 10万円
    - (3)車両補償 1名限度額 時価額(免責額5万円、租・J以上の乗用車、WA以上のミニバン/ワゴン、マイロード全クラス、TC以上のラック・ワゴン等全クラス)
    - (4)人身傷害補償 1名限度額 3,000万円(但し、一部営業用(取次ぎ含む)については、搭乗者傷害補償で対応する場合もございす。
    - (5)借約款又は当社の定める補償制度の適用に該当する場合は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
    - (6)借受人又は運転者その他の貸渡約款に違反し場合は、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
    - (7)借受人又は運転者が、前項に定める補償制度に関する損害については、借受人又は運転者の負担とする。但し、特約に当該1項の限度額を変更した場合、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。
    - (8)借受人が前項の損害を被った場合、特約で定めた補償制度の免責額に相当する損害については、借受人の負担とする。(借受人があらかじめ当社に免責補償を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いは当社が担います。)
    - (9)当社が借受人又は運転者の負担すべき損害を負ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社に支払額を当社に弁済するものとする。
    - (10)第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める賠償制度の加料料相当額は貸渡料金に含まれます。

## 第8章 解除、解約

- 第30条(貸渡契約の解除)**借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したときは、又は第8条第1項項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずしに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を差引いたものとします。
- 第31条(中途解約)**借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次に定める回数限り手数料を支払った上で貸渡契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差引いた上で残額を借受人に返還することとする。
- 借受人は、前項の解約するときは、次にこの中途解約手数料を当社に支払うものとする。中途解約手数料=(貸渡料金の返還までの期間×貸渡料金の返還までの期間に)×50% ※中途解約手数料は消費税(地方消費税を含む)はかかりません。

## 第9章 個人情報

- 第32条(個人情報の利用の目的)**当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (1)道路運送車両法第30条第1項に「レンタカーの事業許可を受けたる事業」として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けらるる事項を実施するため。
  - 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱う全ての商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告の提供、電話、電子メールの送信等の方法により、借受人又は運転者に案内するため。
  - 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に、本人確認及び審査を行うため。
  - (4)当社の取引・販売商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施する。
  - (5)個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
  - 第3項各号に定めるように目的を達成し借受人又は運転者の個人情報取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
- 第33条(個人情報の登録及び利用の同意)**借受人又は運転者は、その各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許番号等を含む個人情報が、全包括システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加って加盟する当該レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。
- 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づき放置違反金の交付をせられた場合(以下「放置違反金」といいます。))に際しては、第5項に規定する駐車違反返約金の全額の支払いがない場合
- 第32条第1項に規定する不返還があったと認められた場合

## 第10章 金銭債権

- 第34条(相殺)**当社は、この約款に基づき借受人又は運転者が当社に生ずる金銭債権があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務い一つに相殺することができるものとします。
- 借受人又は運転者は、この約款に基づき(既に課された消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとする。
- 第36条(返還書責金)**借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づき金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
- 第37条(代貸行差引)**この約款は、借受人又は運転者に対して、当社がレンタカー一保有者として、他の事業者と委託しレンタカーの貸渡しを代行した場合も適用されるものとする。
- 第38条(邦文契約の優先)**当社が外国語の約款を定めた場合、邦文契約の約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとする。
- 当社は、前項を適用した場合と同様とする。
- 第40条(含意義務精査)**この約款に基づき権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所若しくは、簡易裁判所若しくは第一審の合意管轄裁判所とする。

附則

本約款は、平成24年4月1日から施行します。

## 第1章 総則

- 第1条(約款の適用)**当社は、この約款を定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。))を借受人に貸渡するものと、借受人はこれを借受け受けるものとします。なお、この約款に定めるない事項については、法令又は一般の慣習によりますものとします。
- 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第2章 予約

- 第2条(予約の申込)**借受人は、レンタカーを借取るにあたって、約款及び当社所定の料金表等と同意の上、当社所定の方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の借受内容(以下「借受条件」といいます。))を明示して予約の申込みを行うことができます。
- 当社は、借受人からの予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社に準じておける場合を除き、当社所定の予約料金を支払うものとする。
- 第3条(予約の変更)**借受人は、前条第1項の借受条件を変更し、およびそのほか、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
- 第4条(予約の取消)**借受人又は運転者は、当社所定の方法により、予約を取り消すことができるものとする。
- 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。))の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとする。
- 前2項の場合、借受人は、当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 事故、盗難、不返還、リコール、天災、その他の借受契約しは(当社のいずれの責に帰さない事由により)貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとする。この場合、当社が受領済の予約申込金を返還するものとする。
- Web予約において、当社からの予約確認通知が借受人に届かない場合及び借受人に電話連絡が取れない場合は、当社は当該予約が不成立の扱いにすることがあります。
- 第5条(代替レンタカー)**当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、喫煙車・禁煙車の別、その他の仕様等の条件(以下「条件」といいます。))のレンタカーを貸渡しすることができないときは、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代替レンタカー」といいます。))の貸渡しを申し入れたことと認めるものとする。
- 借受人が前項の申込みを承諾したときは、当社はその予約の借受条件のうち、満たされなかった条件以外には、予約時の申込みの借受条件代替レンタカーを貸渡するものとする。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなることは、予約した車種クラスの貸渡料金よりなるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなることは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金よりなるものとする。
- 借受人は、第1項代替レンタカーの貸渡しへの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。
- 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責に帰するべき事由によるときは第4条第4項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。
- 第3項の場合において、第1項の貸渡しを行うことができない原因が、当社の責に帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消として取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。
- 第6条(免)の請求及び借受人は、**予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に(何)の請求をしないものとする。
- 第7条(予約業務の代行)**借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。))において予約の申込みを行うことができる。代行業者は、借受人は、代行業者に対してのみ予約の変更又は取消を申し込むことができるものとし、予約の変更については、当該代行業者を通して当社の承諾を受けなければならないものとする。

## 第3章 貸渡し

- 第8条(貸渡契約の締結)**借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等より貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結することができるものとする。但し、貸し渡すことができないレンタカーがある場合は借受人若しくは運転者が第9条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。
- 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。なお、借受人は、納付済、当該代行業者が発行したカードが有効な場合は、当該納付金又は当該カードを提示し、貸渡料金を支払うものとする。
- 当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡者(貸渡原資)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する。この場合、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定するレンタカー(以下「運転者」といいます。))の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるとは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人は運転者が異なる場合は運転者の運転免許証を提示し、及び写しを提出するものとする。
- (注1)監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自第138号平成7年6月13日)の200及び210の二のいずれか。
- (注2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14の1書式の運転免許証をいいます。ただし、道路交通法第107条の2に規定する期間満了運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に当たります。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の写しに本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあり、借受人及び運転者はこれに従うものとする。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに従うものとする。
- 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード現金等の支払方法を指定することができ、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

- 第9条(貸渡契約の締結の拒絶)**借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結をできないものとする。
  - (1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示できないとき。
  - (2)酒気を帯びていると認められるとき。
  - (3)麻薬、覚せい剤、シャチ等による中毒症状等を示していると認められるとき。
  - (4)チャイルドシートがなにもかかわらず未着用の効用を有するとき。
  - (5)第7項、警察関係保団体の構成員若しくは関係者又はその他の社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 借受人又は運転者は、前項に規定する事項を提示したときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとする。
- (1)予約に際しては、運転者名と貸渡契約締結の運転者名とが異なること。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞続した事実があること。
- 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったこと。
- 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。))において、第18条第7項又は第23条第1項に掲げる行為があったこと。
- 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保約款並びに自動車保険約款が適用されなかった事実があったこと。
- (6)その他当社所定条件を全て満たしていないこと。
- 前2項の場合において、借受人は、前項に規定する事項を提示したときは、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、当社所定の予約取消手数料を直ちに当社に支払うものとする。なお、当社は、借受人からの予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 第10条(貸渡契約の立廃等)**貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引渡したときに成立し成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。
- 第11条(貸渡料金の)**貸渡料金は、以下の料金を含み異なるものとし、当社はそれらの額又は計算根拠等を料金表に明示します。
  - (1)基本料金
  - (2)免賃補償制度加入料
  - (3)オプション料金
  - (4)乗料料金
  - (5)燃料代又は充電代
  - (6)配車引取料
  - (7)その他(参考)
- 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫隊副部長、神岡県においては福総合務所福総務所専務所長、以下、第14条第1項において同じ)より、)に提出して実施している料金と異なるものとする。
- 第2条による予約の完了後に貸渡料金を決定したとき、予約期間に利用した料金と貸渡し時の料金を比較して低いの方を貸渡料金とするものとする。

- 第12条(借受条件の変更)**借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。
- 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。
- 第13条(点検整備及び確認)**当社は、道路運送車両法第48条(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。
- 当社は、レンタカーの貸渡しにあたり、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。

以上

(平成24年6月1日 改定)